

長久手市防犯用具購入費補助金 補助申請チェック表

以下の質問に「はい」か「いいえ」を付けて回答してください。

1	長久手市内に住所を有していますか？	はい	いいえ
2	今までに、申請者及び同一世帯の方がこの補助金を受けたことはありませんか？（1世帯1回限り）	はい	いいえ
3	申請書の裏面にある「誓約事項」は記載しましたか？	はい	いいえ
4	下記の①～⑤のいずれかの防犯用具を購入しましたか？ ①屋外設置用センサーライト（戸建住宅のみ対象） 人感センサー等により明かりを自動で点灯及び消灯させる装置で、住宅への侵入盗の未然防止が期待できる屋外に設置する後付けのもの。ただし、 <u>カメラの機能を有しないものに限る。</u> ②防犯砂利（戸建住宅のみ対象） 踏むと大きな音がする砂利でパッケージ等に防犯の機能を有する旨が記載されているもの ③自動車盗難防止用ナンバープレートねじ 自動車用ナンバープレートの盗難を防止するために取り付けるねじで、容易に取り外しができないもの ④自動車用タイヤロック 自動車のタイヤやホイールに装着することでタイヤ自体を動かなくする器具 ⑤自動車用ハンドルロックバー 自動車のハンドル部分に取り付け、物理的にハンドルを回せなくする器具	はい	いいえ
5	申請書に記載の添付書類（①領収書等の写し、②内訳がわかる明細書、③規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し、④設置後の写真（自動車用タイヤロック及び自動車用ハンドルロックバーを除く。）などはそろっていますか？	はい	いいえ
6	購入日は令和8年4月1日から令和9年2月26日までの日ですか？	はい	いいえ
7	申請書の提出日は令和9年2月26日までにになっていますか。 締切 令和9年2月26日	はい	いいえ

一つでも「いいえ」に○があると、補助金の交付を受けることができません。

補助金交付手続きの流れ

- 1 補助金交付申請書や市ホームページを見て、自身が補助対象者であるかを確認する。
- 2 購入する防犯用具が補助対象であるかを市ホームページ等で確認する。
- 3 防犯用具を購入する。
- 4 防犯用具購入後に、領収書やレシート等の写し（防犯用具の品名及び購入の支払い手続きが完了したことが確認できる書類）を取得する。
- 5 申請書と必要書類をそろえて市安心安全課に申請する。 **締切令和9年2月26日（消印有効・郵送可）**。申請と同時に請求書も提出可能。
- 6 市が申請内容を確認する。補助対象者であることを確認後、補助交付決定する。
- 7 請求書と振込先口座番号が分かる書類を提出する。申請時に請求書等を提出した場合は不要。
- 8 市が申請者に対し補助金を支払う。